

進徳幼稚園

平成20年度 幼児教育における幼稚園評価

自己評価結果報告書

平成20年度、自己評価に当たって

幼稚園では「学校評価に係わる学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」が平成19年10月30日に公布されました。

この改正に伴い、学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため

必要な措置を講ずることとされています。またその実施及び公表等について定められています。

本園ではこれに先立ち、平成18年度より財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構の編集による「私立幼稚園の自己評価と解説」の中の自己評価の項目を使い、年に2回ないし3回ずつ評価を行ってきました。このやり方は項目数が多く、全体を網羅するという意味では良いのですが、改善点や問題点につながる評価とする為には、項目の絞り込みが必要不可欠と判断されました。よって、平成20年度は次のような評価項目で、評価・達成状況の判断をし、改善点へつなげていくこととしました。

今年はしぼった形での項目設定となりましたが、今後、何年かごとの周期で、全体に落ちなく評価の項目に触れられるよう、計画的に評価を行い、バランスのとれた学校経営に繋がりたいと考えています。